市民提案型 まちづくり事業の紹介 1

市では、地域課題の解決につながる活動を支援するため、市民活動団体が提案実施する事業に補助を行っています。

楽しく子育てを応援

みつばち長屋

糸島の素晴らしい自然環境の中で子どもたちを自由に遊ばせることで、健康な心身の発達や自主性、感受性豊かな成長を助け、自然や地域への愛情を育みます。

また閉塞（へいそく）感や孤立感を持ちやすい現代の親にも、子育て仲間や自然との交流、育児（育自）を学ぶ機会を提供し、生き生きと子育てを楽しむことを応援します。

子育てを生き生きと楽しみましょう

問い合わせ 大松☎090(6004)7038

特定非営利活動法人

食が紡ぐいのちの輪

ひとり暮らしの高齢者世帯への配食活動など「食」を通じた地域での見守り活動を行っています。

また、孤立しやすい子育て世代の居場所づくりを行うなど、学習会や高齢者とのふれあい活動をとおして「親力」「家庭力」を高め、コミュニティとして子育てを行うことを目的に活動をしています。

子どもたちにも活動を紹介

問い合わせ 事務局☎090(6291)9787

若い力で地域を守る

自警団 MIG

私たち「自警団 MIG」は、市内のそれぞれの地域から若者たちが集まり、若い力で地域を守っていこうとする団体です。

私たちの若い力で「糸島を住みよいまちにしたい」その様な思いで、地域でのパトロールやごみ拾い、その他ボランティア活動への参加・応援などを積極的に行っています。

糸島を住みよいまちにしたい若者がズラリ

問い合わせ 前田☎080(5248)9004

糸島市国際交流基本計画

パブリックコメントを募集します

市では、国際交流を推進するため、この計画を策定しています。

この計画の素案について、市民のみなさんから意見（パブリックコメント）を募集します。

募集期間 12月1日（水）から1月5日（水）まで

素案の設置場所
- 本庁舎　地域振興課
- 二丈庁舎　総合窓口課
- 志摩庁舎　総合窓口課
- 校区公民館

※市ホームページにも素案を掲載しています。

意見の提出方法 所定の用紙に住所、氏名、連絡先を書き、意見を記入の上、持参または、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出ください。

※住所、氏名、連絡先が記入されていないものは、無効となります。

申し込み・問い合わせ
糸島市地域振興課
（〒819-1192
糸島市前原西1-1-1）
☎(332)2062
FAX(324)0239
E-mail chiikishinko@city.itoshima.lg.jp

九州大学の移転などにより、ますます、国際交流の場が広がる（写真は、アジア太平洋こども会議イン福岡）

介護保険と確定申告

介護サービス費用のうち別表に該当するものは、所得税・市県民税の申告のときに医療費控除の対象となります。ただし、支払いに対して、補てんがあった金額は控除の対象となりません。

高齢者の障害者控除

6か月以上寝たきりで、食事や排せつなどの日常生活に支障のある65歳以上の人は、所得税や市県民税の申告で「特別障害者控除」を受けることができます。

また、65歳以上の人で身体障害者手帳などを持っていない人も、障害者手帳を持っている人と同じ程度の障がいがあると市長が認定した場合は「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができます。ただし、医師の証明が必要です。

※この認定は、介護保険の要介護認定とは判断基準が異なりますので、要介護認定の状況によって、一律に障害者控除に該当するものではありません。詳しくはお尋ねください。

問い合わせ 糸島市介護保険課 ☎(332)2070

別表 ■介護サービスと医療費控除

サービスの種類		医療費控除の対象
医療系の在宅サービス	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護	サービス費用と食費、滞在費の自己負担額
福祉系の在宅サービス	訪問介護（生活援助中心の場合を除く）、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護	医療系の在宅サービスと併せて利用する場合に限り、サービス費用の自己負担額が対象
施設サービス	介護老人保健施設、介護療養型医療施設	サービス費用と食費、居住費の自己負担額
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	サービス費用と食費、居住費の自己負担額の2分の1の額
おむつ費用		おおむね6か月以上寝たきりの状態で、おむつが必要な人のおむつ費用※

※医師の発行する証明書が必要。ただし、2回目以降でかつ要介護認定を受けている人は、市が発行する「おむつ代医療費控除確認証明書」を提示することで控除が認められることがあります。証明書は事前に申請してください。

救急医療情報キットを配布します

市は、健康上の不安を抱えるひとり暮らしの高齢者世帯などに対し、救急時の医療行為などに活用するため、かかりつけの医療機関や緊急連絡先など、緊急時に必要な情報を記入したシートを保管する容器（救急医療情報キット）を配布します。お気軽にお申し込みください。

配布対象者 健康上の不安があり次のいずれかに該当する世帯
①ひとり暮らしの高齢者世帯
②高齢者のみの世帯およびこれに準じる世帯
③心身に重度の障がいがある者のみの世帯およびこれに準じる世帯
④その他市長が必要と認める世帯

配布するキット 保管容器、ステッカー（シールおよびマグネット式の2種類）救急情報シート

配布時期 平成23年1月から随時（土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで）

キットの中には、救急情報シートとマグネットシールが入っている

申込先 糸島市介護保険課または糸島市地域包括支援センター

費用 無料

問い合わせ 糸島市介護保険課 ☎(332)2070